

平成29年9月29日

▼タイトル

高島市職員措置請求（住民監査請求）の監査結果について
（みんなで創るまちづくり交付金ほかに関する件）

▼内 容

平成29年8月3日に提出された高島市職員措置請求書（みんなで創るまちづくり交付金ほかに関する件）について、監査を実施した結果を、地方自治法第242条第4項の規定により請求人に通知したので、これを公表します。

▼経 過

平成29年	8月	3日	監査請求書受付
平成29年	8月	9日	監査請求書の受理決定
平成29年	8月	28日	請求人および関係職員の陳述聴取
平成29年	9月	29日	監査結果の通知および公表

▼請求の要旨

（1）みんなで創るまちづくり交付金に関する件

みんなで創るまちづくり交付金条例の要件を満たしていない団体（自治会等）に対して、交付金が支出されているため、市長に対し、みんなで創るまちづくり交付金条例に基づき支払われた平成28年度の97団体に対する交付金を全額市に返還することを求める。

（2）合併処理浄化槽維持管理事業補助金に関する件

浄化槽設置場所に住民登録がありながら居住していない者や賃貸で居住している者など合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱の要件を満たさない者が含まれているA^{（注1）}に補助金が支出されているため、市長がAに対して支出した平成28年度補助金のうち、不適切な支払い部分の金額について、市に返還を求める。

（注1）集落単位で構成した合併処理浄化槽維持管理組合

（3）B^{（注2）}に対するみんなで創るまちづくり交付金に関する件

みんなで創るまちづくり交付金に関する申請行為、受領行為を無効な総会によって選任されたBの役員が行っているため、市長に対し、みんなで創るまちづくり交付金条例に基づき支払われた平成28年度のBへの交付金を全額市に返還することを求める。

（注2）自治会等

（4）公金の賦課徴収を怠っている件

Bが所有する固定資産の減免手続きに誤りがあり、課税漏れが発生していると思われるため、ただちに再調査を実施し、賦課徴収することを求める。

また、Bがみんなで創るまちづくり交付金から会員に支払った給料賃金等については、担当部署から税務課へ課税通報をするべきであり、実績報告書で提出された市民の領収書を課税資料として活用し、正しく公平な住民税の賦課徴収を求める。

（裏面につづく）

▼監査の結果要旨

請求人の本件措置請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

<監査委員の判断>

(1) みんなで創るまちづくり交付金に関する件

市長が、設立届出書兼認定申請書を提出していない自治会等に交付金を支出したことについて、市長の裁量権の逸脱または濫用は認められず、請求人の主張には理由がないものと判断した。

(2) 合併処理浄化槽維持管理事業補助金に関する件

- ① 賃貸で居住している者であっても現実に居住している者を対象者とすることに不合理な点はないと判断した。
- ② 住民登録がありながら居住していない者に補助金が支出されているとの請求人の主張については、浄化槽の使用状況を点検や清掃の記録をもって確認し、継続的な使用を認めていることから、請求人の主張に根拠がないと判断した。
- ③ 実績報告書に添付された領収証については、浄化槽の維持管理に要した費用を確認できれば足りることから、その取り扱いに違法または不当があったとまでは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断した。

(3) Bに対するみんなで創るまちづくり交付金に関する件

- ① Bの総会が無効かについては、市には一般的な指導監督権限がないことから市が無効な総会を是正するよう指導すれば済むとの主張は採り得ないと判断した。
- ② Bの役員による申請行為、受領行為が無効かについては、市が総会決議の無効に立ち入ることができないことから、市が無効を判断することはできないと認め、請求人の主張には理由がないものと判断した。

(4) 公金の賦課徴収を怠っている件

- ① Bが所有する固定資産について、市が評価額を決定せず、課税漏れが発生しているとの請求人の主張には理由がないと判断した。
- ② Bが所有する固定資産について、課税免除した固定資産の要件確認を怠っているという事実はないと判断した。

(5) 住民税の課税通報に関する件

Bが会員に支払った給料賃金等について、課税通報を怠り、賦課徴収を怠る事実はないと判断した。

▼監査結果公表文

別添のとおり

(監査結果には請求者の氏名および団体の名称等を記載していますが、請求人の意向により、公表文には、個人名等は伏字またはアルファベットに置き換えています。)

▼問い合わせ先

- 所 属：監査委員事務局
- 担 当： 森 田
- 電 話 番 号：0740(25)8000 (内線460)
- ファックス：0740(25)8145
- メール：kansa@city.takashima.lg.jp